

国民体育大会における剣道競技選手選考の基準

一般社団法人 静岡県剣道連盟

国民体育大会における剣道競技の静岡県代表選手の選考にあたり、以下の基準により選考を行う。

1. 選考基準と選考方法

(1) 国体成年男子の部、成年女子の部の選手選考基準

- ① 静岡県剣道連盟が主催する「静岡県年代別剣道選手権大会(男子・女子)」及び過去1年以内の各種剣道大会の成績結果により選手強化委員会において年代区分毎に複数名の強化指定選手を選考する。
- ② 災害その他の事由により①による選考が困難である場合は、理事会の承認を経て過去の成績結果により選手強化委員会が強化指定選手を選考する。
- ③ 選手強化委員会は、強化指定選手による剣道強化練習(県内及び県外練習)を実施して国体選手候補者を選考し県剣連各種選考委員会に提出する。災害その他の事由により剣道強化練習が実施できない場合は、過去の成績により国体選手候補者を選考できるものとする。なお、成年男子及び女子については、選手が監督を兼任するため監督要件である剣道コーチ1又は剣道コーチ2の資格を有する選手1名を必ず国体選手候補者に加えること。(資格者がチーム内にいない場合、国体参加不可)
- ④ 県剣連各種選考委員会は、成年男女国体選手候補者についての選考方法、選考理由等について審議を行った後、国体選手候補者を理事会に諮る。
- ⑤ 理事会は各種選考委員会での審議内容の報告を受けて審議を行い、国体成年男子の部及び成年女子の部の選手を決定する。

(2) 国体少年男子の部、少年女子の部の選手選考基準

- ① 高体連剣道専門部強化委員会において大会成績結果により選考された強化指定選手による剣道強化練習を実施してその結果により高体連剣道専門部において国体少年男子の部、少年女子の部の選手候補者を選考し県剣連各種選考委員会に提出する。災害その他の事由により剣道強化練習が実施できない場合は、大会成績結果により選手候補者を選考できるものとする。
- ② 県剣連各種選考委員会は、少年男女国体選手候補者についての選考方法、選考理由等について審議を行った後、国体選手候補者を理事会に諮る。
- ③ 理事会は各種選考委員会での審議内容の報告を受けて審議を行い、国体少年男子の部及び少年女子の部の選手を決定する。

2. 選考基準の周知

- (1) 国体成年の部選考大会となる「静岡県年代別選手権大会(男子・女子)」の申込要項に選考基準の要点を明示する。また、県剣連ホームページに掲載。
- (2) 国体少年の部は、高体連剣道専門部を通じて各高校剣道部責任者に周知する。

3. 選考基準の変更

選考期間中あるいは選考対象大会開始後に選考基準の変更はできない。

なお、やむを得ず変更を行う場合は、選手及び監督等の関係者へ周知し、十分に理解を得ること。

4. 選考結果の通知と公開

- (1) 選手、監督に対して県剣連より国体派遣委嘱状により通知する。また、選手から要請がある場合選手の所属長又は学校長に対して派遣依頼書により派遣の依頼を行う。
- (2) 国体剣道競技の選手名を県剣連ホームページにより公開する。